

# 毎年12月1日は飲酒運転0をめざす推進運動の日

2014年  
1月1日から

## 飲酒運転で検挙された場合 アルコール依存症に関する診断を受けることが義務付けられます

「三重県飲酒運転0をめざす条例」第9条

飲酒運転違反者に対しては、指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けるよう知事より通知されます。通知を受けた者は診断を受けた旨を知事に報告しなければならないこととなっています。また、受診報告がない場合には、知事から受診を勧告することになります。

飲酒運転違反により免許停止処分や取消処分を受けた人のおよそ3割、再犯者のおよそ4割に依存症の疑いがあるというデータがあります。このように飲酒運転の背景には、「アルコール依存症」が隠れている可能性が高いと考えられます。知事から通知があった場合には、必ず受診をしてください。ご家族の方も受診を促すようにしましょう。

## 「飲酒運転0をめざす条例」 飲酒運転の根絶のためにできること

平成25年7月1日施行（議員提出条例）

1日でも早く飲酒運転が根絶されるよう、私たちができるることをそれぞれの立場で考え、実行していきましょう。

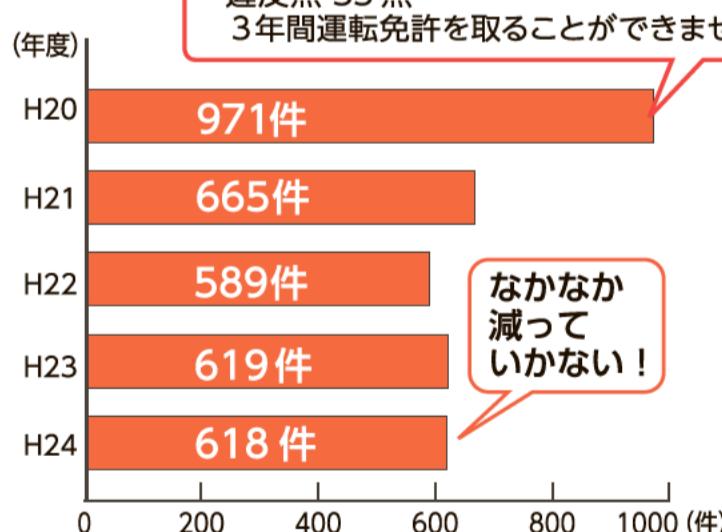


## 飲酒運転は重大な犯罪です！

### 罰則を強化（平成19年9月～）

#### 酒酔い運転違反の罰則

- ・懲役5年以下または罰金100万円以下
- ・違反点35点
- ・3年間運転免許を取ることができません



左のグラフは、県内の飲酒運転取締件数を表わしたもので、平成19年の改正道路交通法以降、取締件数は減少しましたが、近年は横ばい傾向となっています。

飲酒運転は絶対に許さないという強い思いをもって取り組みを行い、飲酒運転の危険性を軽視している人の認識を変えていく必要があります。

## 三重県飲酒運転0をめざす条例前文から

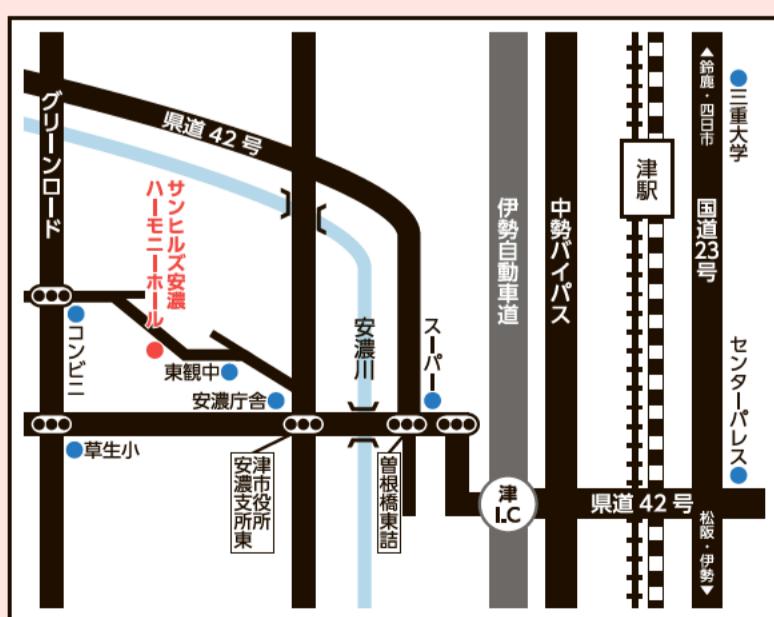
飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いです。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもまだ飲酒運転による事故はなくならず、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われています。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えます。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げます。



また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要です。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が0となることに願いを込め、この条例を制定しました。



## 12月1日三重県交通安全県民大会開催 ～飲酒運転0をめざして～ イベントご案内

日時：12月1日（日）13時～16時

会場：サンビルズ安濃ハーモニーホール  
(津市安濃町東觀音寺418)

内容：「飲酒運転とアルコール依存症について」講演会、  
県警音楽隊の演奏、歌謡ショー（中条由美&みの吉）他

入場無料  
どなたでもお越しください



お問い合わせ先 三重県環境生活部 交通安全・消費生活課 TEL 059-224-2410 FAX 059-228-4907 E-mail seikotu@pref.mie.jp